

# 帯広市上下水道検針業務委託

## 実施要領

令和5年8月

帯広市

この実施要領は、帯広市（以下「市」という。）が実施する帯広市上下水道検針業務委託を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本業務に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）に交付するもので、以下の書類が一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「実施要領等」という。）。

- ① 実施要領【本書】
- ② 要求水準書
- ③ 業務実施概要
- ④ 受託者評価基準
- ⑤ 契約書（案）
- ⑥ 提出書類様式集

応募事業者は、実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出するものとする。

## 1 実施の理由

帯広市が実施する上下水道の検針業務について、民間事業者の創意工夫と知識、経験を活用し、より効率的な業務運営を実現するため、公募型プロポーザルにより事業者を選定しようとするもの。

## 2 業務概要に関する事項

本業務は、市が実施する上下水道の検針業務について、民間事業者の創意工夫と知識、経験を活用し、より効率的な業務運営を実現すること及び、複数年契約で包括的に業務を民間事業者に委託するものであり、将来にわたり安定的に事業を継続することを目的とする。

### (1) 業務名称

帯広市上下水道検針業務委託

### (2) 業務履行区域

帯広市内（帯広市公営企業の設置等に関する条例第4条に規定する区域）

### (3) 業務内容

対象業務は、次に掲げるものとし、各業務に関する内容は「要求水準書」に定めるものとする。

ア 使用水量の定期検針業務

イ 使用者の転居、名義変更等異動の確認業務

ウ 異常水量等の確認業務

エ メーター器破損等の確認業務

オ その他附帯する業務

### (4) 履行期間

本業務の履行期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

### (5) 履行準備期間

本業務の引継ぎ等に要する履行準備期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、履行準備期間に要する費用は、受託者の負担とする。

### (6) 業務提案に係る委託料の見積上限額

241,000,000円

（5か年総額、消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### (7) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

### (8) 入札参加者の構成

単独企業

### (9) 共同企業体の組成について

本業務の受託者として特定された者（以下「受託候補者」という。）は、別途選定

を行う「上下水道料金収納業務及び給排水業務委託」の受託候補者と共同企業体を組成すること。また、「上下水道料金収納業務及び給排水業務委託」の受託候補者が共同企業体を統括し、市と契約を締結する。

なお、協定書については、国土交通省が示している特定建設工事共同企業体協定書の甲型もしくは乙型の協定書を参考とすること。

### 3 参加資格に関する事項

#### (1) 参加資格条件

応募事業者は、参加申込書提出の際に、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ア 帯広市内に本社もしくは事業所を有する法人であること。
- イ 帯広市競争入札参加資格登録業者であること。
- ウ 帯広市税（帯広市内に本支店等がある場合）、帯広市水道料金等（帯広市内で水道契約がある場合）及び消費税並びに地方消費税の滞納がないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- オ 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）による指名停止期間中でないこと。
- カ 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- キ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の規格又はプライバシーマークを取得している者、または共同企業体を組成する中で料金収納業務等を受託している構成員の指導、監督に基づいて同水準の管理ができる者。
- ク 平成31年4月1日以降、十勝管内で上下水道の検針業務を3年以上継続して受託した実績のある者。

### 4 参加申し込み手続きに関する事項

応募事業者は以下の提出書類を作成のうえ、提出期間内に提出すること。

#### (1) 提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- イ プロポーザル参加資格要件に関する誓約書（第1号様式添付資料）
- ウ 会社の設立年月日、所在地、資本金、事業内容、従業員数、沿革等、参加申込者の会社概要が記載された資料
- エ 定款及び法務局が発行する商業・法人登記簿の履歴事項全部証明書及び印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- オ 会社案内パンフレット等

- カ 直近2カ年の会計年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- キ 経営方針及び社会的責任を果たすためのコンプライアンスへの取組みが記載された資料
- ク 類似業務の受託実績がわかる資料（契約書等。過去5年間で実施したものに限る）
- ケ 帯広市税完納証明（帯広市内に本支店等がある場合）、帯広市水道料金納入証明書（帯広市内で水道契約がある場合は、直近1年分。）及び納税証明書（消費税及び地方消費税に関するもの。ただし、非課税法人については、その旨を記載する法人の長の文書を添付すること。）

**(2) 提出部数**

各1部

**(3) 提出方法**

帯広市上下水道部経営室料金課へ持参又は郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし、郵送の場合は提出期間内必着とする。

**(4) 提出期間**

令和5年 8月 1日（火）から

令和5年 8月18日（金）までの午前8時45分から午後5時30分まで

（ただし、持参する場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。）

**5 参加資格審査及び参加資格審査結果通知に関する事項**

市は、応募事業者から提出された参加申込書等の書類をもとに、プロポーザルへの参加資格の審査を行い、応募事業者（資格を認められた者は以下「提案者」という。）に対して、その結果を通知する。

**(1) 参加資格審査結果通知の発送日**

令和5年 8月25日（水）

**(2) 応募事業者への参加資格の有無の確認結果の通知**

公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知する。

**6 業務提案書及び業務提案見積書の作成に係る事業者向け説明会の開催**

プロポーザル方式による受託者選定の実施にあたり、業務提案書及び業務提案見積書（以下「業務提案書等」という。）の作成に係る事業者向け説明会を開催する。

なお、本説明会への参加は、プロポーザル参加申込書及び業務提案書等提出にあたっての必須要件ではない。

**(1) 開催日時**

令和5年 8月18日（金） 午前10時から

(2) 開催場所

帯広市水道庁舎内 2階会議室（帯広市西5条南7丁目1）

(3) 参加人数

1事業者につき3名以内

7 業務提案書等の作成に係る質問の受付に関する事項

提案者から業務提案書等の作成に係る質問を下記のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年 8月25日（金）から

令和5年 9月 8日（金）までの午前8時45分から午後5時30分まで

(2) 提出方法

公募型プロポーザル方式による受託者選定に係る質問書（第3号様式）へ質問内容を簡潔に記入し、電子メールにて提出すること。ただし、電子メール送信後は、必ず電話にて連絡すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、適宜、帯広市上下水道部ホームページに掲載を行う。また、提案者には回答をホームページに掲載したことをメールで通知する。

(4) 回答期限

令和5年 9月15日（金）

(5) その他

提案者以外から提出があった質問のうち、市が必要であると判断した場合には質問内容に対して回答を公表する。

8 業務提案書の記載内容に関する事項

業務提案書は、下記の事項について記載、添付し作成すること。なお、記載内容は簡潔で明瞭なものとする。

(1) 会社概要及び財務状況

(2) 地域貢献の考え方

(3) 人材の育成及び技術者等の確保の考え方

(4) 個人情報保護の考え方

(5) 災害等危機管理への対応の考え方（業務継続計画など、災害等に備えたマニュアルなどがあれば添付すること。）

(6) 委託業務に関する受託実績

(7) 地元雇用について

(8) 業務執行体制及び業務執行計画の考え方

(9) 共同企業体での連携に関する考え方

(10) 検針業務に対する考え方

(11) その他の業務提案

## 9 業務提案書等の作成及び提出に関する事項

業務提案書等の作成形態及び提出については、下記の通りとする。

### (1) 業務提案書等の作成形態

#### ア 業務提案書

- ・ 業務提案書正本及び副本の表紙には、「業務提案書」(第4号様式)を使用すること。
- ・ 業務提案書は、日本語を使用するものとし、日本工業規格A4版縦置き、横書きを原則とする。ただし、用紙を横に使用することが効果的である場合はこの限りではない。
- ・ 両面印刷を原則とする。ただし、片面印刷とすることが効果的である場合はこの限りではない。
- ・ 図面等でA3版用紙を使用する場合は、折綴りとする。
- ・ 提案者を特定できる表現(ロゴマーク等を含む。)を用いないこと。
- ・ 業務提案書一式をA4版用紙に合わせて綴じ、作成すること。なお、正本1部にのみ表紙に提出日、提案者名を入れ、電子データ(PDFファイル)を保存したCD-Rを1枚添付すること。
- ・ 全ページにページ番号を記載すること。
- ・ 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表及び図面等の注釈として用いる場合はこの限りではない。
- ・ 附属資料等を添付する場合には、本文中に参照箇所を明示すること。
- ・ その他の様式、記載方法は任意とする。

#### イ 業務提案見積書

- ・ 業務提案見積書は、「業務提案見積書」(第4号様式添付資料)を使用し、業務提案見積書に記載した提案見積金額の積算内訳について、「提案見積金額に係る積算内訳書」(第4号様式添付資料2)を作成のうえ、業務提案書の最後に添付すること。
- ・ 業務見積額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

### (2) 業務提案書等の提出部数

#### ア 提出部数

業務提案書等 正本 1部  
副本 10部

#### イ 提出方法

帯広市上下水道部経営室料金課へ持参又は郵送(配達記録が残る方法に限る。)

とし、郵送の場合は提出期間内必着とする。

**ウ 提出期間**

令和5年 9月15日（金）から

令和5年 9月29日（火）までの午前8時45分から午後5時30分まで

**(3) その他**

ア 業務提案書等の提出後における書類の差替え、追加及び再提出は一切認めない。

イ 業務提案書等の著作権は、それぞれの作成者に帰属するが、プロポーザル方式による受託者選定の実施上必要な場合は、市が無断で複製することが出来るものとする。

ウ 業務提案書等の提出書類は、プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。また、如何なる理由があっても返却を行わない。

エ 同一の提案者が複数の業務提案書等を提出することは認めないものとする。

オ 提案書等の提出をもって、提案者が実施要領等に同意したものと見なすこととする。

カ 提出された提案書は、帯広市情報公開条例（平成12年帯広市条例第1号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

**10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施に関する事項**

業務提案書等の提出後、提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

**(1) 実施時期**

令和5年11月上旬

（実施日時は、決定次第、各提案者に対して、別途通知を行う。）

**(2) 実施場所**

帯広市役所庁舎内 10階会議室（帯広市西5条南7丁目1）

**(3) 所要時間**

1 提案者につき	プレゼンテーション	30分以内
	ヒアリング	30分程度

なお、提案者数により変更となる場合がある。

**(4) 参加人数**

1 提案者につき3名以内

**(5) その他**

ア プレゼンテーションによる説明内容は、業務提案書に記載した範囲内とすること。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの実施順は、業務提案書を受理した順とす



る。

## 1.1 審査に関する事項

### (1) 審査機関

審査は、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

### (2) 審査方法

提案者から提出された業務提案書等のほか、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに、別に定める評価基準に基づき評価、採点を行い、審査委員会委員の評価点の合計が総得点の60%を超えており、かつ最も高い提案者について、審査委員会委員の合議を経て、受託候補者として特定する。

また、評価点の合計が最も高い提案者が複数いた場合、評価基準の「委託業務に関する事項」の評価点が高い提案者を受託候補者とする。

※ 審査項目ごとに審査委員会の評価点数を合計して平均点を算出し、小数点以下の端数があるときは、小数点第三位を四捨五入する。

## 1.2 審査結果

### (1) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後、速やかに全ての提案者に「公募型プロポーザル審査結果通知書」（第5号様式）により通知する。

### (2) 審査結果の公表

審査結果は、帯広市上下水道部のホームページで公表する。

なお、受託候補者は、受託候補者名及び評価点数を、受託候補者に決定されなかった提案者は、評価点数のみ公表する。

## 1.3 プロポーザル方式による受託者選定の途中辞退

提案者は、参加申込書提出以降のどの時点においても、プロポーザル方式による受託者選定を辞退することができる。

プロポーザル方式による受託者選定を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（第6号様式）を持参または郵送により提出すること。

なお、提案者からの業務提案書等が、本要領9（2）ウに定める提出期間内に提出されなかったときは、プロポーザル方式による受託者選定を辞退したものとみなす。

## 1.4 提案資格の喪失

本要領5において提案者として選定された者が、次のいずれかに該当するときは、当該業務等に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

- ア 本要領 3 に規定する参加資格を満たさないこととなったとき。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
  - ウ 審査の公平に影響を与える行為があったとき。
  - エ 業務提案見積書の業務提案見積金額が本要領 2 (6) に定める見積上限額を上回っていたとき。
  - オ その他、市が指示した事項に違反したとき。
- 2 前項の場合、市は当該提案者に対し、提案することができない理由又は提案を無効とした理由を付して通知するものとする。

## 1 5 契約の締結に関する事項

### (1) 契約締結に向けた協議

市は、要求水準書及び受託候補者の業務提案書等をもとに、本業務の受託候補者と別途選定する「上下水道検針業務委託」の受託候補者が組成する共同企業体との契約締結に向けた契約内容について協議を行い、仕様書を作成したうえで、新たに見積書を徴取して、随意契約により委託業務の受託者と契約を締結するものとする。

### (2) 次順位者の繰上げ

受託候補者が本要領 1 4 の規定により提案資格を喪失した場合、本要領 1 1 (2) の評価結果が次点の者を受託候補者としてすることができる。

### (3) 契約保証金

契約保証金は、帯広市公営企業契約規程（昭和 4 4 年 4 月 1 日水道事業管理規程第 4 号）第 4 条及び帯広市契約規則（昭和 3 9 年 6 月 1 日規則第 2 2 号）第 2 9 条により、その全額を免除とする。

## 1 6 その他の事項

### (1) プロポーザル方式による受託者選定の参加に係る費用の負担

プロポーザル方式による受託者選定への参加に伴う書類の作成、書類の提出に係る費用及び旅費その他一切の費用は、全て応募事業者の負担とする。

### (2) 書類の配布等

プロポーザル方式による受託者選定の実施に伴う参加申込書その他全ての書類の配布は、下記の帯広市上下水道部ホームページからダウンロードする方法によるものとする。

また、業務提案書等の作成に係る質問に対する回答及び受託者として特定した結果に係るホームページへの掲載先についても、下記の通りとする。

【ホームページの URL <https://www.water-sewage-obihiro.jp>】

### (3) 問い合わせ先

プロポーザル方式による受託者選定に係る書類の提出及び質問等の受付窓口等の

問い合わせ先は、下記の通りとする。

帯広市上下水道部経営室料金課（帯広市水道庁舎内1階）

所在地 〒080-8670

帯広市西5条南7丁目1

電話 0155-65-4213

FAX 0155-23-0181

電子メール [water-rate@city.obihiro.hokkaido.jp](mailto:water-rate@city.obihiro.hokkaido.jp)

【別紙】

プロポーザル実施日程表

内容	実施日程
プロポーザルの実施公告	令和5年 8月 1日 (火)
参加申込書等の提出期間	令和5年 8月 1日 (火) から 令和5年 8月18日 (金) まで
業務提案書等の作成についての説明会	令和5年 8月18日 (金)
参加資格審査結果通知の発送	令和5年 8月25日 (金)
参加資格が認められない者からの理由請求期限	令和5年 9月 1日 (金)
参加資格が認められない者に対する理由の回答期限	令和5年 9月 8日 (金)
業務提案書等の作成に係る質問の受付期間	令和5年 8月25日 (金) から 令和5年 9月 8日 (金) まで
業務提案書等の作成に係る質問の回答期限	令和5年 9月15日 (金)
業務提案書等の提出期間	令和5年 9月15日 (金) から 令和5年 9月29日 (金) まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年11月上旬
受託候補者の特定	令和5年11月上旬
受託候補者決定通知等の発送	令和5年11月上旬
契約締結に向けた契約内容等の協議	令和5年11月中旬
契約締結	令和5年12月上旬
履行準備期間 (引継ぎ等)	令和5年12月上旬から 令和6年 3月31日 (日) まで
業務開始	令和6年 4月1日 (月)